

2 類型別4S実践問題

2-1 導入

□□□ 2-1-1 オリジナル問題

Xの所有する甲は、広範囲に水道用水を供給するためのダム用地であり、急傾斜地の上部にあるY所有の山林乙と隣接している。

（Y）は、資金繩りが苦しくなったことから、乙を活用して利益を得ることを考え、建設残土の廃棄場所に窮っていた中堅の土木業者Zとの間で、その事業から生じる産業廃棄物を有料で乙に搬入することを認める契約を締結した。その際、（Y）は、産業廃棄物の崩落を防ぐための防護柵の設置等の措置を講じなかった。

（Z）は、この契約に基づいて、乙に土砂のほかコンクリート・金属片を含む雑多な産業廃棄物を、ブルドーザー等の重機で踏み固めつつ大量に搬入し続けた結果、乙の標高が約10メートル高くなるほど堆積し、斜面がさらに急になっていった。これに危機感を覚えたXは、（Y）に対し、乙への産業廃棄物の搬入中止と崩落防止措置を度々求めたが、同措置が講じられないまま、（Z）ある日、乙に産業廃棄物を搬入して去った約5分後に、その一部が急斜面を崩れ落ち、甲にも大量に堆積した。

甲及び乙では、堆積物の腐蝕が進み、地表から度々白煙が上がっていた。また、Xが専門家に依頼して検査したところ、乙では踏み固められた堆積物の各所に亀裂が生じており、甲の土壤からは高濃度のシアン化合物が、甲付近の地下水からは六価クロムが検出された。そのためXは、せめて甲の堆積物がダム貯水池に流れ込まないようにするために、堤防工事を行った。

Xは、Y及びZに対して、甲に堆積した産業廃棄物の除去、乙に堆積した産業廃棄物の除去と損害賠償を請求した。

これに対し、Y及びZは、下記のように反論している。

Y：私は①もちろん、Zが搬入して甲に崩落・堆積した産業廃棄物の所有者ではありませんし、②Zに対し、甲に崩落・堆積するような大量の産業廃棄物の搬入まで認めていないからこそ、崩落防止措置を講じなかったのです。

Z：③私は、Yさんとの契約に基づき、相応の料金を支払って乙に産業廃棄物を搬入してきたのですから、その産業廃棄物の所有権はYさんに移転しています。④少なくとも私は、産業廃棄物の所有権を放棄しています。

（X）は、（Y）及び（Z）に対する上記請求ができるか。

（制限時間：70分）

<目標>

- ① 物権的請求権の使い方を把握する。
- ② 法定債権関係（各種不法行為責任）の処理方法を把握する。
- ③ 約定債権関係の処理方法のイメージを把握する。

<重要条文>

- 1 物権的請求権（202条1項、198～200条）
- 2 不法行為による損害賠償（709条）
- 3 使用者等の責任（715条）
- 4 共同不法行為者の責任（719条）

<答案作成上のアドバイス>

- ① 対立当事者（X vs Y Z）と請求①②③の具体的な内容（言い分）は示されているので、その法的構成→あてはめをすれば足ります。
- ② 結論として、請求①②の相手方は、Y、Z、YZ双方（cf. 元ネタの東京高判平8.3.18は、「堆積物全体につき、共同妨害者として民法719条1項を準用し連帯してその全体の除去をすべき義務を負っている」とします）のいずれとも考えられるので、この点は自分なりに問題文の事情を使って、自然かつ合理的な論述ができれば充分です。
- ③ 請求③については、一般不法行為だけでなく特殊不法行為まで検討できれば、加点が期待できます。
- ④ 民法では、広く深く問う難問が出題されることが多いので、とにかく最後まで処理することが先決です。その上で、時間や答案用紙に余裕があれば、問題文の事情（本問では、YZの言い分など）をできる限り使って加点を狙うのが、効率的な点数の稼ぎ方です。

<解答過程>

当事者確定

⇒ X vs Y・Z

言い分

⇒ (1) X 「甲に堆積した産業廃棄物を除去しろ！」

→ 産廃除去した甲という「物よこせ！」

(2) X 「乙に堆積した産業廃棄物を除去しろ！」

→ 乙に堆積した産廃が崩落してくるおそれを除去した甲という「物よこせ！」

(3) X 「損害賠償しろ！」 = 「金払え！」

↳ 法的構成

⇒(1)(2) : 原則として、物権的請求となる→3種から選ぶ。

※例外的に、

- ・売買契約に基づく財産権移転請求 (555条)
 - ・貸借型契約(587条、593条、601条)終了に基づく目的物返還請求
 - ・不当利得返還請求 (703条、121条の2)
 - ・債権者代位権 (423条～)、詐害行為取消権 (424条～)
- 等の債権的な法的構成をする場合もあるが、物権的請求の検討中に気づける。
→「物よこせ！」系の言い分の問題では、まず物権的請求と構成してみる。

↓ 物権的請求3種から適切に選択する。

文言(解釈)にあてはめて、とりあえず最後まで処理。

↓ 制限時間等に余裕があれば…

YZの反論①～④を検討 (加点)。

↓ Y①↔Z③と内部対立→優先的に解くべき。

③YZ間に契約関係あり (問題文L3～5) =約定債権関係

→契約各則(549～696条)に定められている典型契約に当たるか？

→賃貸借契約(601条)に当たりそうだが、所有権移転の効果なし。

→典型契約と構成できないので、Zとしては非典型契約と構成する。

→契約の文言と当事者の合理的意思を解釈して処理する。

↓ ②を検討

Yの言うとおりなのかもしれない…？

⇒YvsZが続いているので、上記①③と同様、YZ間の契約の文言と、当事者

YZの合理的意思を解釈して処理する。

↓ ④を検討

権利の放棄は、自由にできるのが私的自治の原則

↑所有権は「处分」できる (206条)。

⇒398条の趣旨や、“困ったときの”権利濫用禁止 (1条3項)

⇒他者を害する権利放棄は、許されない。

⇒(3)債権的請求

→当事者XとYZとの間に契約(債権債務)関係がない場合=法定債権関係

⇒そのうち“損害賠償”となると、不法行為のみ。

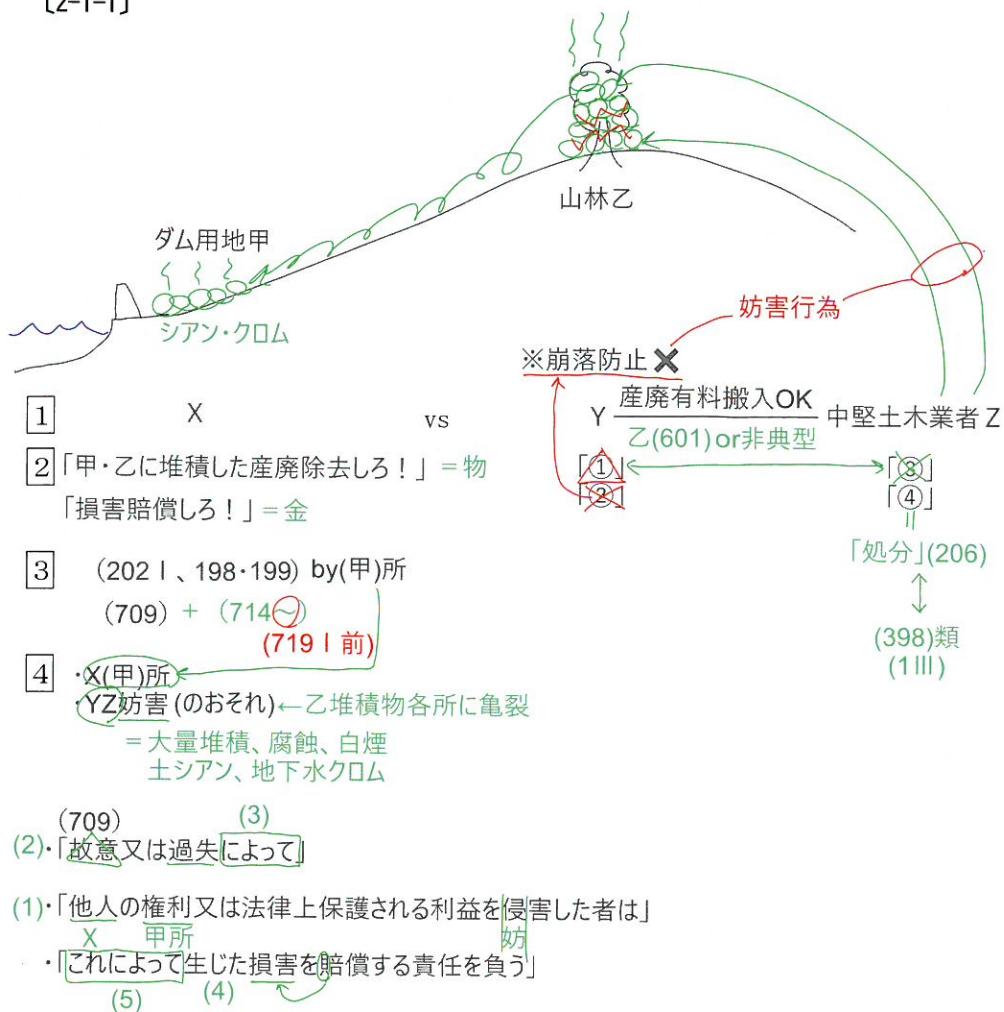
→まず一般不法行為(709条)を検討し、制限時間等に余裕があれば、

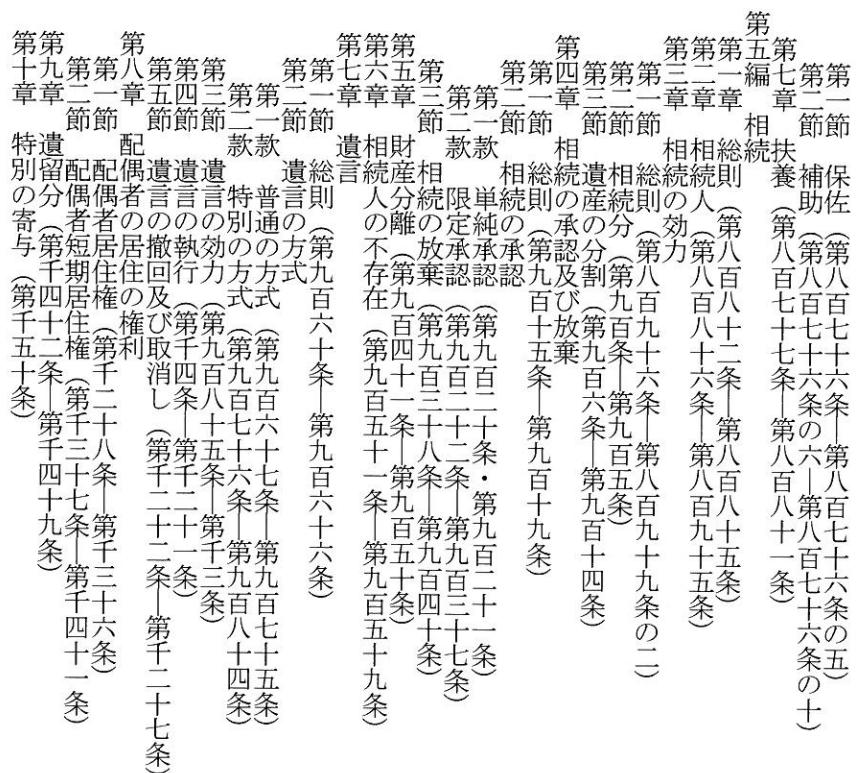
より有利な効果が得られる特殊不法行為 (714～719条) も検討する。

↓

文言(解釈)にあてはめ

[2-1-1]





講師作成答案例 ※太字:最低ライン、通常:合格ライン(目安)、斜字:加点事由等

- 1 第1 甲に堆積した産業廃棄物の除去請求ができるか
- 2 甲所有権に基づく妨害排除請求（202条1項、198条）と構成できなかつ。
- 3 1 Xは、甲を所有している。
- 4 2(1) まず、産業廃棄物が甲に大量に堆積し、堆積物の腐食が進み、地表から度々白煙が上がっていたことから化学反応が進んでいると思われる。また、甲の土壤からは高濃度のシアン化合物が、付近の地下水からは六価クロムが検出されている。
- 5 これでは、広範囲に水道用水を供給するためのダム用地甲を「使用、収益
- 6 及び処分をする」（206条）ことが難しけから、甲所有権が妨害されている。
- 7 (2) では、YZの誰が妨害したといえるか。
- 8 まずYは、土木業者Zとの間で、その事業から生じる産廃を有料で乙に
- 9 搬入することを認める本問契約を締結したが、その際、産業廃棄物の崩落を
- 10 防ぐための防護柵の設置等の措置を講じなかつた。
- 11 またZは、その契約に基づいて、乙に土砂のほかコンクリート・金属片を
- 12 含む雑多な産業廃棄物を、ブルドーザー等の重機で踏み固めつつではあるが
- 13 大量に搬入し続けた結果、乙の標高が約10m高くなるほど堆積し、斜面が
- 14 さらに急になつていつた。
- 15 これに危機感を覚えたXは、YZに対し、乙への産業廃棄物の搬入中止と
- 16 崩落防止措置を度々求めたが、同措置が講じられないまま、Zがある日、乙
- 17 に産業廃棄物を搬入して去つたわずか約5分後に、その一部が急斜面を崩れ
- 18 落ち、甲にも大量に堆積した。
- 19 そうすると、上記(1)の妨害は、YZいずれが欠けても生じなかつたから、

23 YZともに妨害したとみるべきである。

24 (3)ア なお、①③本問契約が産廃の所有権移転までさせるものかは、“料金”

25 の額にもよるが明らかでない。いずれにせよ、上記1(2)のとおり、YZは
前

26 その行為によって甲所有権を妨害したといえる。

27 イ また、“建設残土の廃棄場所に窮していた中堅の土木業者”Zの事業

28 から生じて乙に搬入される産廃はかなりの量になり、急傾斜地下部の甲に

29 崩落することを容易に予見できるが、YZ間の契約からは、②甲に崩落・

30 堆積するような大量の産廃搬入までは認めない旨が読み取れない。

31 とすると、その旨を少なくとも明示しなかつたことやYが崩落防止措置
32 を講じなかつたことも、前記1の妨害につながつたといえる。

33 ウ さらに、④Xの権利を害する産廃所有権の放棄は、他者の権利を害する
34 放棄は認められないという398条の趣旨に反するので、Xに対抗できない
35 と解すべきである（同条類推）。

36 3 よってXは、YZに対し、冒頭の構成で第1請求ができる。

37 第2 乙に堆積した産業廃棄物の除去請求ができるか

38 甲所有権（前記第1の1）に基づく妨害予防請求（202条1項、199条）と構成
39 できないか。

40 前記第1の2に加え、乙で踏み固められた堆積物の各所に亀裂が生じている
=“妨害”へのあてはめ
41 から、それが甲に崩落してくるおそれを、YZ双方が生じさせているといえる。

42 よってXは、YZに対し、冒頭の構成で第2請求ができる。

43 第3 損害賠償請求ができるか

44 1 Z個人に対して

45 不法行為に基づく損害賠償請求（709条）と構成できないか。

46 (1) Zは、遅くともXがYZに乙への産廃の搬入中止と崩落防止措置を度々

47 求めた時点で、社会通念上これを甲へと崩落・堆積させないよう搬入（中止）

48 すべき注意義務を負うといえるが、さらに産廃を搬入し、甲へと崩落・堆積

49 させてこれに違反した「過失」がある。

50 (2) これ「によって」、「他人」Xの甲所有「権」を「侵害」し（前記第1の2(1)）、

51 「これによって」専門家に依頼して検査した費用や、せめて甲の堆積物がダム

52 貯水池に流れ込まないようにする堤防工事費用等の「損害」がXに生じた。

53 (3) よって、上記構成で第3請求ができる。

54 2 Y個人に対して

55 (1) まず、上記1と同じ構成ができるか。

56 ア Yには、前記第1の2(3)イの予見可能性があった以上、遅くとも上記1(1)

搬入産廃かなりの量→甲に崩落

57 の時点で産廃の崩落防止措置をとるべき注意義務があったといえるが、

58 これに違反した「過失」がある。

59 イ 他の要件も、前記1(2)と同様にみたす。

上

60 ウ よって、上記構成で第3請求ができる。

61 (2) 次に、使用者責任に基づく損害賠償請求（715条1項）とは構成できない。

62 Yが「ある事業のために～他人」Z「を使用」しているとも（Zが土木

63 「事業のために～他人」Y「を使用」しているともいえない。YZ間では、

64 有料だがあくまで土木業者Zの事業から生じる産廃を乙に搬入することを

65 認める契約を締結しただけで、反論①③相互に対立が生じていることからも、

66 YがZを（ZがYを、）実質的に指揮監督する関係にはないとみられるからだ。

67 3 では、YZの共同不法行為に基づく損害賠償請求（719条1項前段）と構成

68 して、YZ各自に「連帯」して損害賠償責任を負わせることができないか。

69 (1) まず、「不法行為」との文言から、「数人」が不法行為（709条）の要件を

70 全てみたす必要があると解する。

71 本問で、YZ2人は、前記1・2(1)のとおり、同要件を全てみたしている。

72 (2) ただ、「共同」とは、不法行為制度の趣旨である被害者保護の見地から、

73 主観的関連共同までは必要なく、客観的関連共同と解すべきである。

74 本問では、前記1のZの不法行為と前記2(1)のYの不法行為は、産廃を甲

75 へと崩落・堆積させた行為として社会的に一体とみられるから、客観的関連

76 「共同」がある。

77 (3) よって、上記構成により、緊密な人的関係にないYZの損害賠償責任は、

78 被害者保護の見地から、不真正「連帯」債務となる。

79 以上